

長野県県庁舎広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県庁舎の広告枠の貸付け及びこれに掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告枠 県が指定する県庁舎内の壁面（県が余裕部分として認める床面を含む。）をいう。
- (2) 広告主 広告枠への広告掲載を希望する者をいう。
- (3) 広告代理店 県から広告枠の貸付けを受けた者をいう。

(広告枠の位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び広告枠の数は、財産活用課長が定める。

(広告枠の貸付け)

第4条 広告枠の貸付けの期間は、原則として1年間とする。

(貸付料)

第5条 広告枠の貸付料は、県が指定する期日までに一括して徴収する。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告主は、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告主の基準)

第7条 次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 長野県から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団

員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、県庁舎に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

(広告の基準)

第8条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、県庁舎に掲載することが適当でない広告等の内容として別に定めるもの

(地域性及び公共性の考慮)

第9条 広告代理店は、県庁舎の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第10条 広告の原稿は、広告代理店が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告代理店が負担するものとする。
- 3 広告代理店は、広告の掲載を開始しようとする日（以下「掲載開始日」という。）の7日前までに、当該広告の原稿を県が指定した場所に提出しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第 11 条 前条第 3 項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る広告主及び広告（以下「広告内容」という。）を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

2 前項の審査の結果、広告内容が第 7 条及び第 8 条に規定する基準等を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、県は広告代理店に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、広告代理店は、県が指定する日までに広告内容の補正をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、広告代理店は、県が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

4 前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第 1 項の規定を準用する。

(掲載の取り消し)

第 12 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告代理店が、第 5 条第 1 項に規定する期日までに貸付料を納入しないとき。
- (2) 広告主が、第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 広告の内容が、第 8 条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県が特に広告を掲載することが適当でないと判断したとき。

(広告の掲載及び撤去等)

第 13 条 広告の掲載及び撤去は、広告代理店が行うものとする。

(広告代理店の責務)

第 14 条 広告代理店は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告代理店は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、広告枠の貸付け及び広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 25 日から施行する。